

校区コミュニティ組織づくりの基本方針

今、地域社会は人のつながりが薄くなり、一人ひとりが孤立化している状況にあります。そのため、子育てや高齢者問題などを一人で抱え込み、問題が深刻化する状況を招いています。また、地域においては、福祉、健康、環境、防犯・防災など、個人や一つの自治会の力では解決できない問題が増加しています。

同じ地域の一人ひとりに共通する問題や地域の課題を見つめなおし、「自分自身や地域の課題と課題」として共有し、力をあわせて解決していくことが求められています。

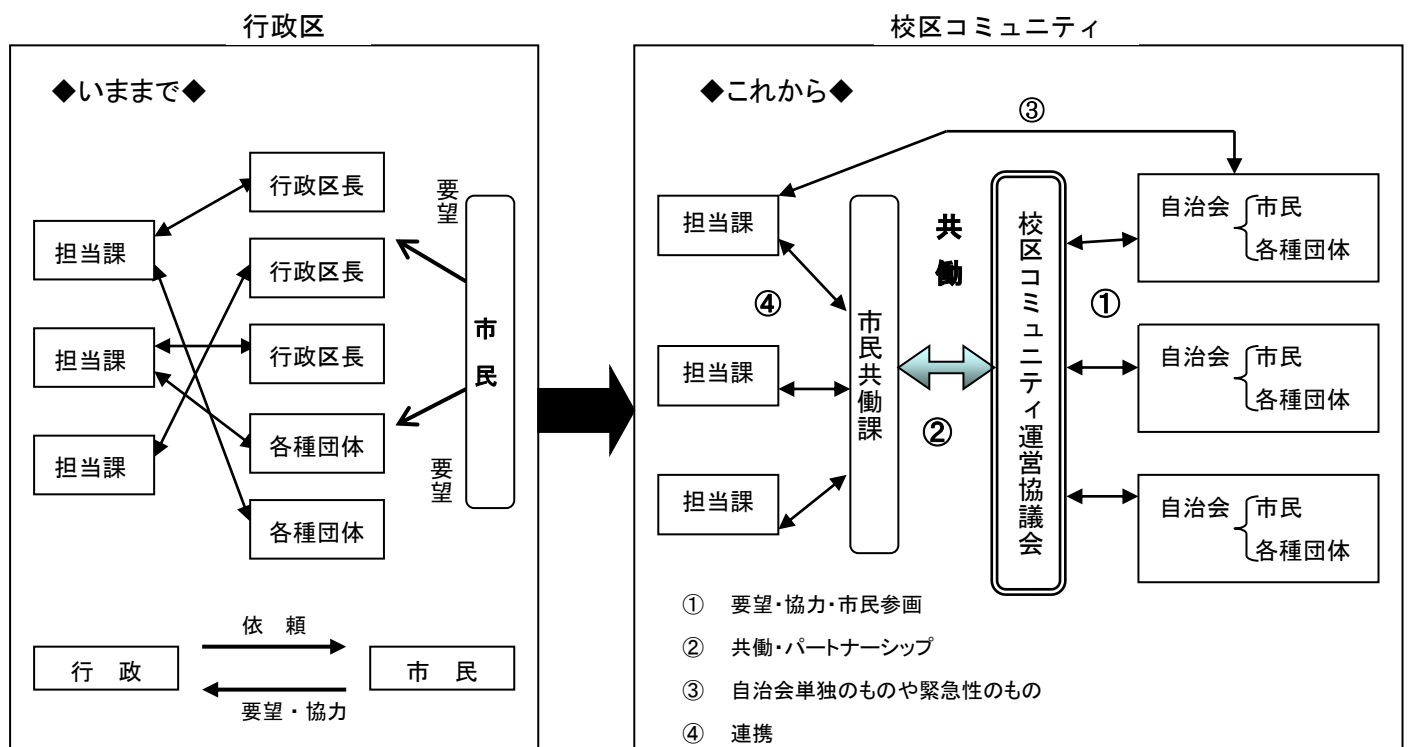
共働のまちづくりを進めていくためには、市民主体で住民自治に取り組む中核となる組織づくりを図り、行政と連携し、共働していくことが必要です。

古賀市では、これまで自治会、隣組といった組織があり、これらの組織により各種活動をはじめ、地域課題の解決や近隣相互の助け合いがなされてきました。

しかしながら、各自治会等によって規模も異なるうえ、地域内の少子・高齢化の進展などによる人材不足等により、活動の停滞化が表面化してきております。

そこで、コミュニティ意識の醸成や、市民のまちづくりへの参画を図り、住民自治を推進していくため、既存の自治会等の活動を尊重しつつ、従来から小学校区を単位とした活動が行われ、つながりが深い小学校区を単位として校区コミュニティ（校区コミュニティ運営協議会（仮称））を推進して行きます。

市民共働のまちづくり推進体制



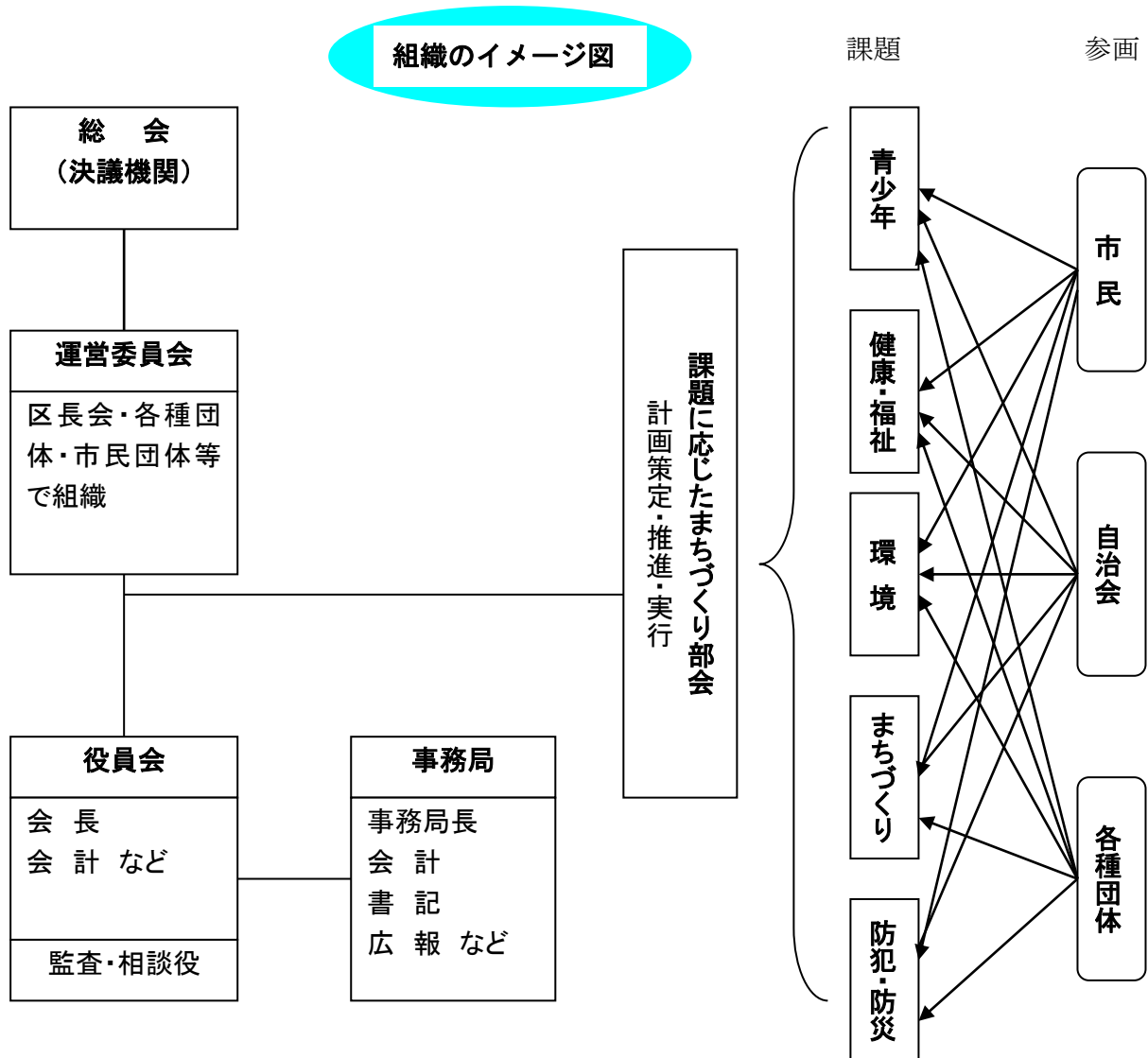
地域にある社会的課題の発見から解決まで、市民が主体的にまちづくりに参画し、住みよいまちづくりを推進していきます。

社会的課題とは、青少年育成、高齢者や障害者などの福祉・健康、環境、防犯・防災、まちづくり（地域づくり）等、生活をとりまく身近なところで発生している様々な課題のことです。

■校区コミュニティ組織（校区コミュニティ運営協議会（仮称））とは

全校区民がメンバーであり、地域の課題について検討・協議をし、行政との窓口となる組織で、次の様な体制の整備をし、運営を行っていく。

役員会	校区コミュニティの執行機関として、協議会全体の取りまとめ、運営を担当します。
事務局	協議会内部組織に関する庶務を担当します。
運営委員会	校区コミュニティの執行機関として、役員会の提案に対して決議を行なう。
各部会	地域にある社会的課題を解決するため、その活動内容によって設置するものです。（例：青少年育成部会、環境部会、健康福祉部会、防犯防災部会、まちづくり部会（地域づくり部会）等）
総会	最終的な決定を行います。
規約の整備	協議会を運営するための規約を整備します。活動は、この規約に基づいて行います。



■行政としての推進支援体制

① 活動拠点

活動の拠点施設として、各小学校の旧用務員室や余裕教室の有効利用、既存公共施設等の活用を図っていきます。

② 人材育成

校区コミュニティの推進は、市民が主体的に行うもので人材の育成が必要です。

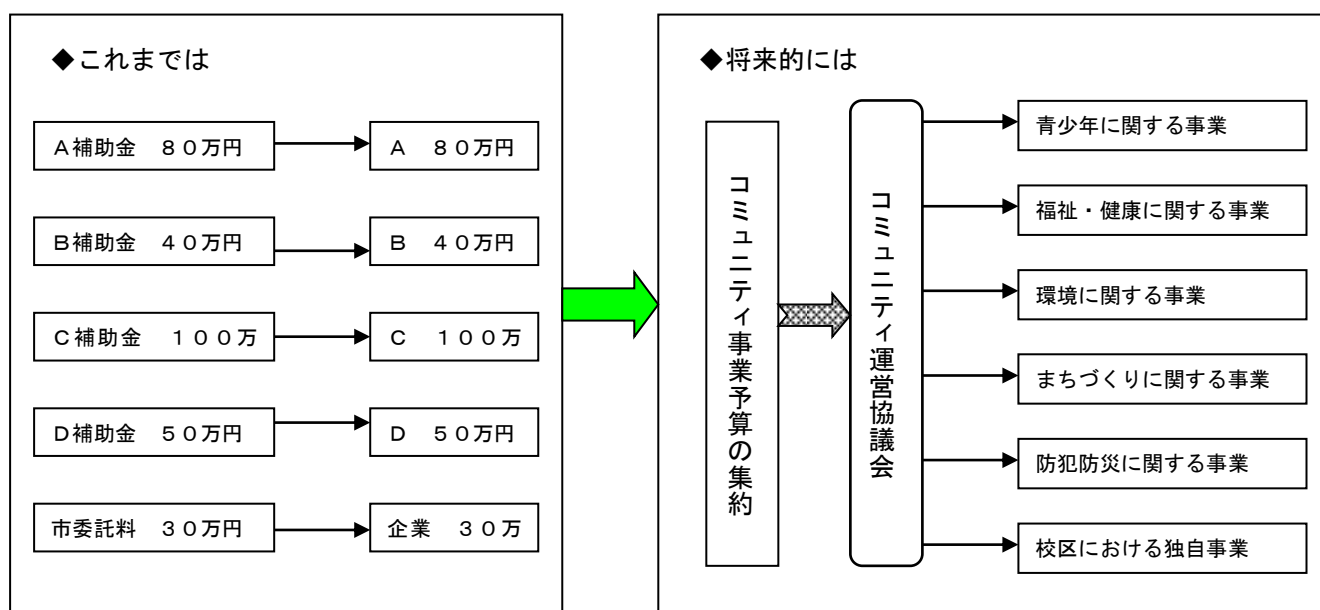
校区コミュニティ活動への参画機会の拡大を図るため、講演会、研修会を開催し、きっかけづくりを行い人材育成を進めます。

③ 情報の提供

校区コミュニティの推進に向けて、地域事業に関連した情報を積極的に公開するとともに、行政に対する提案等を広く受け止めていきます。

④ 財政支援

現行の行政目的別に配分している各種補助金等の統合によって、地域での弾力的な運用が可能な支援制度を検討し、地域の実情に応じた活動が可能となるよう総合型の支援制度の創設をめざします。



総合型の支援制度では、現在行政各課が自治会や各種活動団体に交付している補助金を集約し、コミュニティ運営協議会に交付することで、地域の実情に応じた補助金の使い方が可能となります。

広域的に事業を実施することで費用の効率化を図ることにより、地域独自の事業の創設が可能となります。

⑤ 総合的なコミュニティ行政の推進

コミュニティ事業に関わる関係部局の横断的連携により、市民への窓口の一本化を図ります。